

# 東京オリンピックに向けたオランダトライアスロンチーム 事前キャンプに係る受入業務委託仕様書

件 名 東京オリンピックに向けたオランダトライアスロンチーム  
事前キャンプに係る受入業務委託

1. 契約期間 契約締結日から令和3年9月10日（金）

## 2. 業務目的

東京オリンピックに向けたオランダトライアスロンチーム（以下「オランダチーム」という。）の事前キャンプを安全・円滑に実施することにより、館山市（以下「市」という。）のキャンプ地としての魅力を国内外へ発信するとともに、市民のスポーツに対する意識を高め、オリンピック・パラリンピックはもとより、スポーツと健康についての機運を醸成する機会とする。

## 3. 業務内容

オランダチームの事前キャンプにおける受入業務について、チームの安全確保とともに、選手がリラックスし、集中力を高められる館山キャンプを実現するため、受入自治体として市教育委員会が作成した本書及びオランダ事前キャンプ安全マニュアル2021（以下「受入マニュアル」という。）並びに本書及び受入マニュアルに記載の無い想定外の事態にも対応するものとする。

基本的な業務内容は以下のとおりとする。

### （1）入国及び宿泊関連

選手団のスムーズな出入国を確保するため、入国手続き及びアテンドを行う。

また、宿泊先の部屋・食事・備品等に関して、オランダチームとの連絡調整を行う。

### （2）輸送関連（別紙1参照）

オランダチーム及びオランダチームに係る荷物、競技用具等に係る輸送計画を作成し、運行管理等を行う。（別紙1参照）

- ・令和3年7月20日（火）成田又は羽田空港着（時間未定）～宿泊施設
- ・令和3年7月27日（火）宿泊施設⇄お台場（競技会場往復）
- ・令和3年7月29日（木）宿泊施設～東京オリンピック選手村  
（時間は未定、日程・輸送方法の変更もあり得る。）

### （3）警備関連

オランダチームの安全を確保するため、キャンプ期間中の警備計画を作成し、スタッフの手配及び警備を実施する。（2019年8月に実施した受入実績から、今回は警備員の常時配置は不要とする。）

### （4）運営関連

#### ①合宿オペレーション

運営本部を設置し、各施設との連絡調整、オランダチームの滞在に関連する一切の業務を総括する。

## ②運営スタッフ等

チームアタッシュを含む運営スタッフの配置計画を作成し、手配、管理等を行う。

## ③トレーニング支援

練習会場の確保、トレーニング中の飲料水等の手配並びにトレーニングに必要な機材・用具（別紙2参照）の手配、設置、整備及び原状回復を行う。

## (5) 交流イベント・メディア関連（別紙2参照）

### ①交流イベント

新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、非接触型により実施する。

市及びオランダチームと十分に調整した上で市民との交流イベントを企画・実施すること。

※ 日程及びその他の理由により、実施できなかった場合、委託料から交流イベントに係る経費は差し引くこととする。

### ②インタビュー・写真・動画撮影

※上記（1）～（5）は、オランダチームと交渉の中で変更の可能性あり。

## (6) 新型コロナウイルス等感染症予防対策

内閣官房オリパラ事務局から示された「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」等を参考に、新型コロナウイルス感染症策をまとめた「受入れマニュアル」を市と協力して作成し、オランダチーム入国から東京オリンピック選手村へ移動するまでの間、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じる。

また、感染が疑われる場合には、市及び事前に協力を依頼している医療機関・安房保健所と連携を取りながら、必要な措置を講じる。

## (7) その他本業務を遂行する上で必要な業務（本書及び受入マニュアルに記載の無い想定外の事態への対応も含むものとする。）

## (8) 委託業務完了報告書の作成

上記（1）～（6）の業務実施後、事前キャンプ委託業務完了報告書を作成し、提出すること。

①内容：練習会場及び宿泊先における受入状況、交流イベント実施状況、今後、海外チームや実業団チームなどの受入に際しての改善点や課題のほか、スポーツを視点とした交流人口の増加などに繋がる各種提案も含めるものとする。

②作成部数： 7部及び電子データ一式

③提出期限： 令和3年9月10日（金）

## 4. 事前キャンプの概要（予定）

(1) 実施期間 令和3年7月20日（火）～7月29日（木）

(2) 参加者 約10名（選手及びスタッフ）

(3) 練習会場  
・館山市営50メートルプール（宮城192-2 0470-22-8861）  
・館山湾及びフラワーライン～グリーンライン（別紙3参照）

※このほかに及ぶことも考えられるため、上記以外の練習会場

- については契約後連絡する。(市内を予定)
- (4) 宿泊施設 契約後連絡する。市内を予定。

## 5. 積算範囲

### (1) 入国・宿泊関連

- ①上記3 (1) に要する経費 (選手団の宿泊・飲食費用は、含まない。)

### (2) 輸送関連

- ①上記3 (2) に要する経費。(国際航空運賃等は含まない。)
- ②空港～宿泊施設間及び宿泊施設から大会が指定するホテル間の移動は、上記3 (2) に基づき算出する。
- ③宿泊施設～練習会場間は、上記3 (2) , (3) , (4) に基づき算出する。

### (3) 警備関連

- ①上記3 (3) に要する経費

### (4) 運営関連

- ① 上記3 (4) に要する経費
- ② 運営スタッフ等の食費・交通費・保険料等を含む。
- ③ 運営スタッフ等と識別できるための衣装等の手配に要する経費
- ④上記3 (4) の施設使用料等を含む。

### (5) 交流イベント関連

- ①上記3 (5) に要する経費

※ 上記(1)～(5)は、オランダチームとの交渉の中で変更の可能性あり。

### (6) 新型コロナウイルス等感染症予防対策

- ①感染症予防対策に要する経費

例：・感染対策アドバイザーなど病院関係者に依頼する場合の経費

- ・消毒液等感染症予防対策用品
- ・その他感染対策として必要な経費

### (7) その他

- ①本書及び受入マニュアルに記載の無い想定外の事態対応経費
- ②報告書作成等に係る事務経費

## 6. その他の留意事項

### (1) 業務の実施

- ①委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、かつ市と必要な協議及び打合せを十分に行うとともに、市の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- ②協議又は打合せは、市又は受託者の求めに応じ実施するものとし、場所については、市の指示に従うものとする。
- ③業務の実施にあたっては、柔軟に対応するものとし、市が求める事項を実現できるよう努めること。
- ④受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利

益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 委託業務完了検査

受託者は契約期間内に委託業務完了報告書（紙媒体及び電子媒体）を提出し、市の委託業務完了検査を受けること。

(3) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等の抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

(4) 委託料

本業務の実施に要する全ての経費は、委託料に含むものとする。

(5) 再委託

本件受託者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

業務の一部を再委託する場合は、事前に市に書面で協議し、承諾を得るものとする。

(6) 仕様変更

本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。

(7) 事前キャンプ未実施となった場合について

①契約手続き途中で2020東京オリンピックの中止又は延期が決定された際には、契約締結はしない。

②契約締結後、以下の事由により、事前キャンプが未実施となる事が判明した場合、事前キャンプの未実施が判明するまでに本業務の準備に要した経費について、市と受託者協議の上、市はその要した経費の一部又は全部を受託者に支払うものとする。

- ・2020東京オリンピックの中止又は延期が決定された場合
- ・契約締結後、オランダトライアスロンチームが、2020東京オリンピックの参加資格を得られず、事前キャンプが未実施となる事が判明した場合
- ・オランダチームが不参加を表明した場合
- ・その他の突発的な事象により、事前キャンプを行うことができなくなった場合

(8) 請求書の提出

上記5の積算範囲に基づき、委託業務完了報告書提出の際に提出すること。市は、請求の内容を精査し、内容が適正と認められた場合、本件受託者（請求者）に対して委託料を支払うものとする。

(9) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、市と協議すること。

## 7. 特記事項

この仕様書に定めのない事項については、市と受託者がその都度協議して定めるものとする。